

○ 文部科学省  
厚生労働省 告示第二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設定及び運営に関する基準（平成十八年 文部科学省 告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十三年十月十九日

文部科学大臣 中川 正春

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名中「第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、」を「第三条第二項及び第四項の規定に基づき」に改める。

第四の一中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第八に次の一号を加える。

七 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である

旨の表示をしなければならぬ。